

平成十五年総務省告示第二二三号（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第四十七条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物を指定する件）の一部を改正する告示 新旧対照条文

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第四十七条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物を指定する件

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）<u>第四十八条第一項第一号</u>の爆発性、発火性その他の危険性のある物を指定する件</p>	<p>民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）<u>第四十七条第一項第一号</u>の爆発性、発火性その他の危険性のある物を指定する件</p>
<p>民間事業者による信書の送達に関する法律<u>第四十八条第一項第一号</u>の総務大臣の指定するものは、昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号（郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第十二条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物指定の件）に定める物とする。この場合において、九の項中「郵便物」とあるのは、「信書便物」と読み替えるものとする。</p>	<p>民間事業者による信書の送達に関する法律<u>第四十七条第一項第一号</u>の総務大臣の指定するものは、昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号（郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第十二条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物指定の件）に定める物とする。この場合において、九の項中「郵便物」とあるのは、「信書便物」と読み替えるものとする。</p>